

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染縮小期」

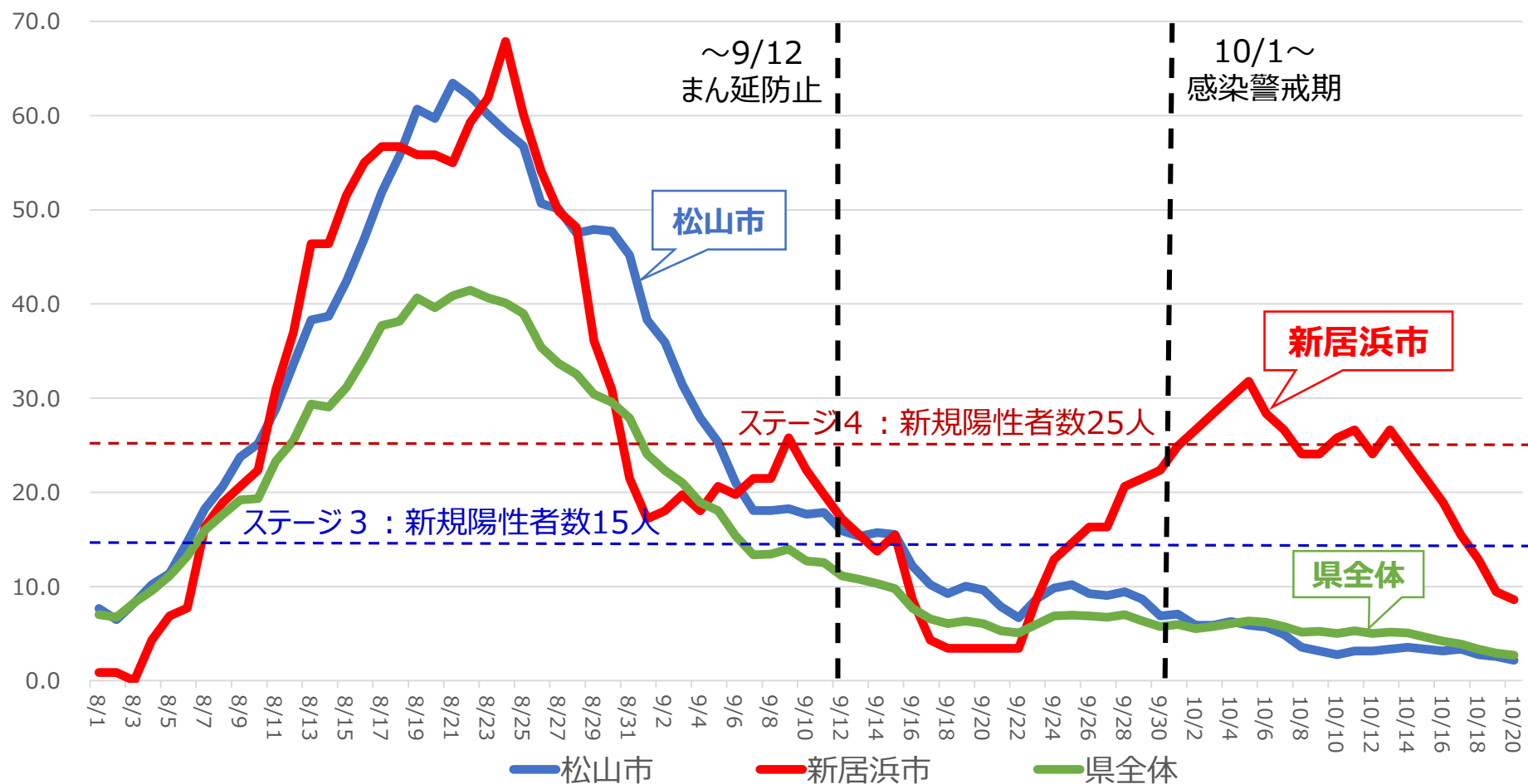
10月20日(水)～

- 県内の感染状況は大きく改善し、ステージ2以下のレベルを継続。懸念していた新居浜市の感染状況も散発的な発生レベルにまで抑え込めている状況
- 医療負荷も順調に減少
- 全国的にも感染状況は改善しており、再拡大のリスクは大幅に減少

**感染回避行動の徹底を日常化し
社会経済活動を展開**

陽性者数の推移（人口10万人あたり1週間累計）

- ・県内の陽性者数は、まん延防止等重点措置（9月12日）終了後、縮小傾向。
- ・松山市も、9月16日以降、ステージ3を下回り、低い水準で推移。
- ・新居浜市は、9月下旬以降、急拡大した感染が、10月13日まで高止まりしていたが、14日以降は順調に減少。現在は、ステージ3の指標を大きく下回る水準に。

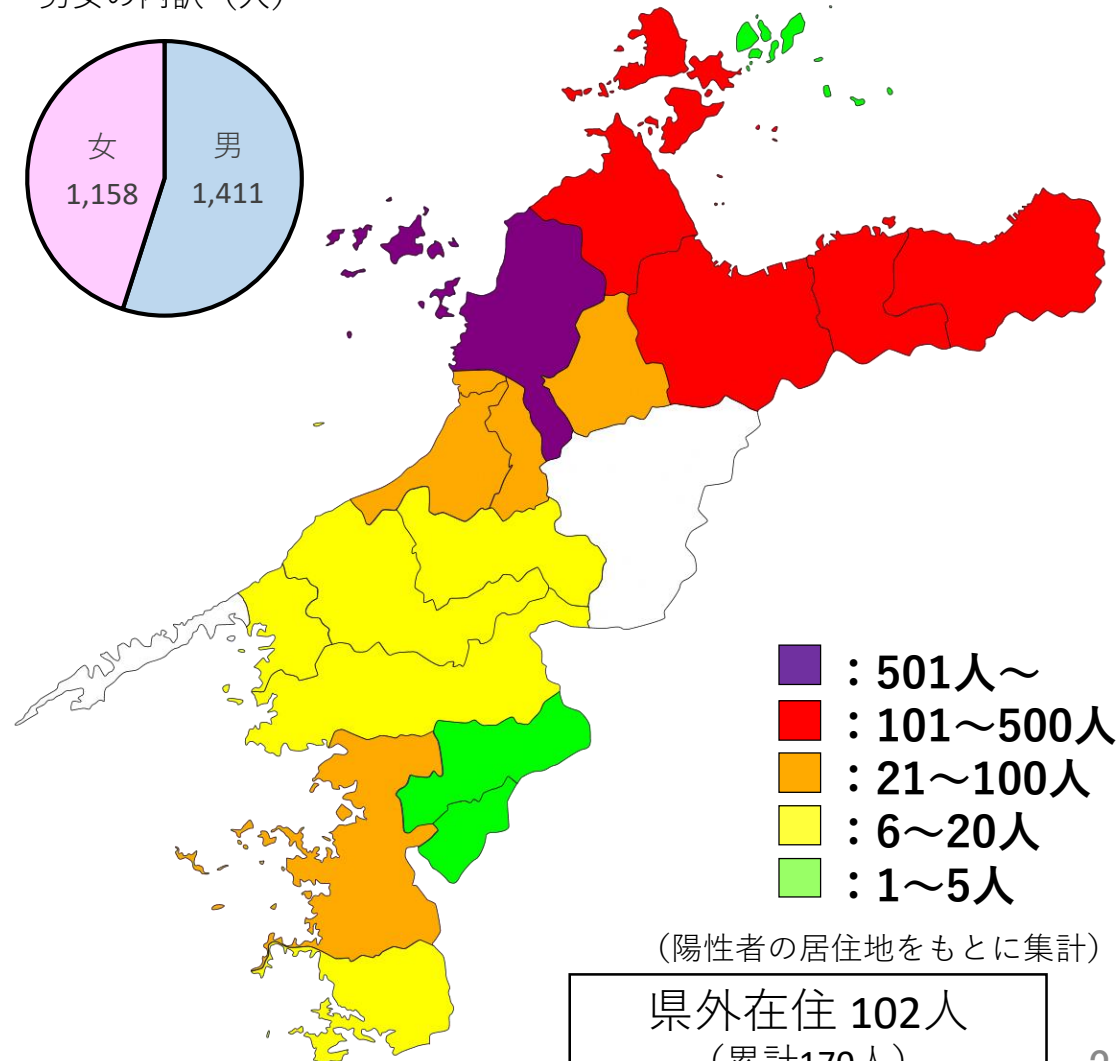
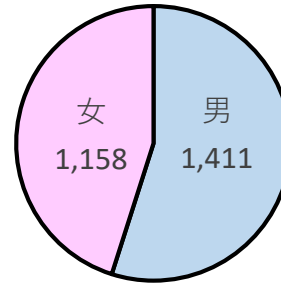


7月以降の市町別陽性者の状況

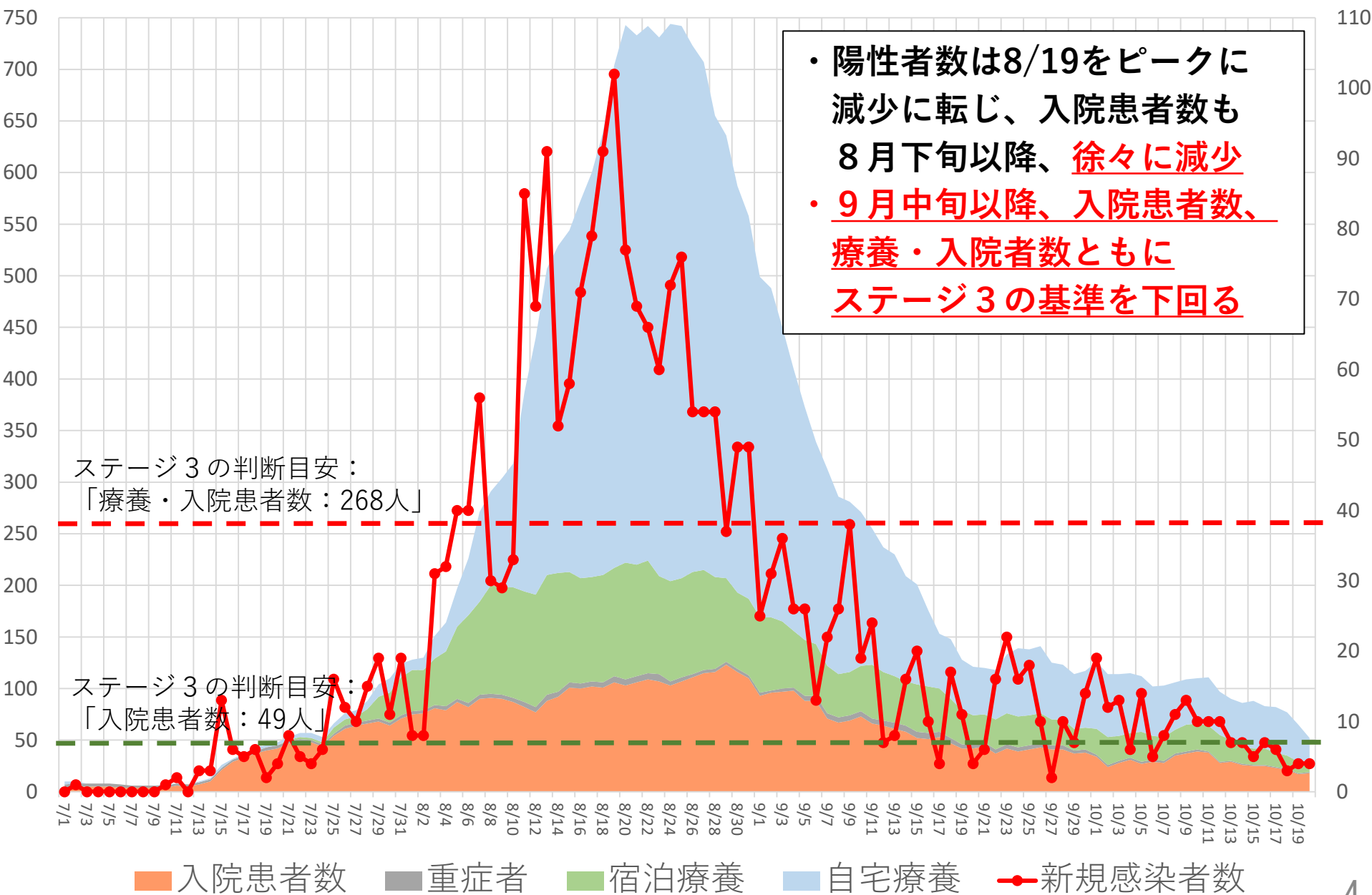
市町名	陽性者数	(累計)
松山市	1,335人	(2,922人)
新居浜市	349人	(592人)
西条市	200人	(288人)
今治市	155人	(382人)
四国中央市	148人	(251人)
宇和島市	66人	(167人)
砥部町	40人	(75人)
松前町	37人	(86人)
伊予市	36人	(67人)
東温市	34人	(117人)
大洲市	17人	(74人)
八幡浜市	13人	(31人)
西予市	12人	(32人)
内子町	9人	(18人)
愛南町	7人	(17人)
鬼北町	4人	(9人)
松野町	3人	(7人)
上島町	2人	(9人)
久万高原町	0人	(6人)
伊方町	0人	(3人)

・愛媛県：2,569人（10/20時点）
（累計：5,323人）

男女の内訳（人）



入院患者数等の推移



「感染縮小期」の協力依頼内容等①

①県民への協力依頼

➤ 県外往来には十分注意(変更)

○訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う

○感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底

○感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

⇒ 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意

【感染が増加傾向にある地域】

◇新規陽性者数がステージ3相当(人口10万人あたり週15人以上)を超える地域

➤ 直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意

➤ 新居浜市内は不要不急の外出自粛

➤ 新居浜市との往来に注意

※新居浜市の人口10万人あたり1週間の新規陽性者数がステージ3(15人以上)を大きく下回るなど、感染状況が落ち着くまでの間

➤ 終了

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

①県民への協力依頼

➤ 会食注意(変更)

- ①感染リスクの高い行動のない人と、10人以下で
⇒ 感染リスクの高い行動のない人と、大人数を避けて
- ②長時間を避けて
- ③感染対策が徹底されているお店で
- ④大声を出さない、羽目を外さない
- ⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ⑥参加者全員の連絡先を把握

➤ 新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、

- ①感染リスクの高い行動のない人と、4人以下で
- ②概ね2時間以内 ※③～⑥は同様

➡ <<段階的緩和措置>>

- 10/26(火)まで：10人以下、長時間を避けて
- 10/27(水)から：大人数、長時間を避けて(県全体と同基準)

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

①県民への協力依頼

- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには参加しない (継続)
- 特に活動的な20代、30代の皆さん
密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を (継続)
- 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 (追加)

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでの
パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染縮小期」の協力依頼内容等④

②事業者への協力依頼

- ガイドライン遵守、職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への協力依頼

- 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

④イベント制限(協力依頼)

- 人数上限:ガイドライン遵守かつ、5,000人又は
収容定員50%以内のいずれか大きい方 (継続)

⑤福祉施設の面会

- 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、
施設長の判断のもとで実施(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑤

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- 身体接触を伴う活動等は注意して実施(継続)
- 校外交流
 - 県内交流は注意して実施(継続)
 - 県外交流は厳選して実施 ⇒ 注意して実施(変更)

【部活動】

- 他校との練習試合や合同練習は注意して実施(継続)
- 学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(継続)
 - ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト(飲食店等)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑥

⑦県管理施設

- 集客施設は、感染防止対策を徹底(継続)
- 貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に予約を受付(継続)

⑧経済面の対応

- 県内宿泊旅行割引の実施
 - ・対象期間：10月26日(火)～12月31日(金)まで
 - ・発行規模：3万人泊
 - ・予約開始：10月25日(月)～
- 「まじめし」利用促進キャンペーンの実施
 - ・実施期間：11月1日(月)～令和4年1月31日(月)まで
 - ・参加店舗：県下の飲食店
 - ・実施内容：
 - ・その場で県産品等が当たるデジタルくじ
 - ・店舗・料理の「まじめ」を発信するWEBコンテンツ公開

4つのポイント

① 感染回避行動の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ 県外との往来は十分注意

(訪問先の感染動向を事前に確認)

④ 会食はルールを守って実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

項目	10月1日～10月19日	10月20日～
対策期間	10/1（金）～10/19（火）	10/20（水）～
期間名称	「感染警戒期」	「感染縮小期」
県外往来・ 県内行動等	（協力依頼） - 一律の自粛は求めないが、<u>県外往来には十分注意</u> <u>直近の感染状況を踏まえ、松山市は外出注意</u> ○新居浜市内は不要不急の外出自粛 ○新居浜市との往来に注意 ※当面の間 - 会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、<u>10人以下</u>、長時間を避けて） ○新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、感染リスクの高い行動のない人と、<u>4人以下</u>、<u>概ね2時間以内</u> ※当面の間 - 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない - 感染回避行動の徹底 「5つの場面」の注意	（協力依頼） <u>県外往来には十分注意</u> - 会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、<u>大人数</u>、長時間を避けて） ○新居浜市内にお住まいの方やお勤めの方は、感染リスクの高い行動のない人と、長時間を避けて <u>10/26（火）まで：10人以下</u> <u>10/27（水）から：大人数を避けて</u> - 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない <u>会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先を把握</u> - 感染回避行動の徹底 「5つの場面」の注意
20代、30代	密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を	密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

項目	10月1日～10月19日	10月20日～
事業活動	(協力依頼) ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行(入場整理・誘導等) ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策	(協力依頼) ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行(入場整理・誘導等) ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策
飲食店	(協力依頼)《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等	(協力依頼)《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等
面会制限	・福祉施設の面会 (面会是一律に制限するのではなく、施設長の判断で実施)	・福祉施設の面会 (面会是一律に制限するのではなく、施設長の判断で実施)
イベント開催制限	(協力依頼)《県下全域》(10/13～) ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%	(協力依頼)《県下全域》 ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

項目	10月1日～10月19日	10月20日～
学校活動の制限等	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流のうち ☐ 県内交流は注意して実施 ☐ 県外交流は厳選して実施 ※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施 ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は認める ※教員による見守り活動を強化	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・<u>校外交流は県内外とも注意して実施</u> 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施 ・<u>公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加</u>
学生の注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意

「感染縮小期」の協力依頼内容等④

項目	10月1日～10月19日	10月20日～
県主催イベント	・ 県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底の上、開催	・ 県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底の上、開催
県管理施設	・ 松山市内の集客施設は、感染防止対策を徹底の上、開館 ・ その他の集客施設 とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで開園 ・ 松山市内の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に新規予約の受付を再開 ・ その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可	・ 集客施設は感染防止対策を徹底して開館 ・ 施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
その他	・ GoToイート食事券の新規販売を再開	・ GoToイート食事券の新規販売 ・ <u>県内宿泊旅行代金割引の実施</u> ・ <u>「まじめし」利用促進キャンペーンの実施</u>

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○県外往来には十分注意【変更】

- 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意
⇒ 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意
【感染が増加傾向にある地域】
◇新規陽性者数がステージ3相当（人口10万人あたり週15人以上）の地域
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】

①感染リスクの高い行動のない人と（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

②**大人数**、長時間を避けて

③少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

④**感染防止対策が徹底されている店**を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

⑤大声を出さない。羽目を外さない

➢ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

⑥**参加者全員の連絡先を把握**

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない
【継続】

○**会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握**
【第5波の感染事例】
【追加】

○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり

○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

**インフルエンザ流行期と重なることから、
一層の徹底を！**

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底【マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効】

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

◇特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

**密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を
【第5波の感染事例】**

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの実践【継続】

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて)【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 【継続】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【福祉施設】

○面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【継続】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼（催物・イベント関係）】

- 業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】
- 催物・イベント等の開催制限【継続】

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
10月13日～	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は収容定員 50%以内の いずれか大きい方
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	ロック、ポップコンサート、スポーツ イベント、公営競技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。（両方の条件を満たす必要あり。）

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的に行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

○教育活動全般【変更】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
県外交流は厳選して実施 ⇒ 注意して実施

○部活動【変更】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

○教員による見守り活動の強化 ⇒ 【終了】

◇学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【継続】

- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

➤ 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

【県主催の集客イベント関係】

○感染防止対策を徹底のうえ開催【継続】

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「県内宿泊旅行代金割引」【県民限定】

- 10月末から、県内宿泊旅行代金割引を実施
- 対象期間は 12月末までの約2か月間
- 割引適用日に制限なし（金、土、祝前日も対象）

区 分	内 容
対象者	県民限定
取扱い	県内旅行会社窓口
予約期間	令和3年10月26日（火）～12月31日（金）
5,000円割引 【みきゃん割】 ※再開	条 件：1人泊6,000円以上 発行数：2万人泊 クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 （上限2,000円、一定の条件あり）
2,500円割引 【こみきゃん割】 ※再開	条 件：1人泊3,000円以上6,000円未満 発行数：1万人泊 クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 （上限2,000円、一定の条件あり）
割引適用日	制限なし（金、土、祝前日泊も対象）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、発行を停止。

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「まじめし」利用促進キャンペーン

- 11月1日（月）から、県下の飲食店で実施
- 利用者が、その場で抽選できる県産品等が当たるデジタルくじ実施
- 対象店舗は、「まじめし」サイトに掲載

■ キャッチコピー

まじうまっ！ まじめし！！

～美味しい愛媛、見い一つけた！～

■ キャンペーン期間

令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

■ 参加店舗

県下の飲食店（スタート時205店、最終350店予定）

■ 内 容

- 店舗利用者に、県産品等が当たるデジタルくじを実施（その場で抽選結果判明）
- 「まじめ」につながる、店舗や料理の「こだわり」、「技術」、「人」を発信するWEBコンテンツを公開し、公式サイトやSNSでPRを実施

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンを停止



愛顔の安心飲食店認証制度

1 目的

- 県民等が新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる飲食店を県が認証
- 県が認証店を積極的にPRすることで、感染予防の裾野拡大と経済活動を両立

対 象

- ・県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等）
- ・県の指導や業界団体のガイドライン等を遵守し、自ら予防に取り組む店舗

認証基準

- ・県の指導項目や業界団体のガイドライン全ての項目を適用
- ・県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

2 認証手続

STEP①	STEP②	STEP③
<u>申請書類の提出</u> ・申請書、チェックリスト等	<u>県の実地調査</u> ・現場確認や指導（不備、要改善の場合、専門家からアドバイス）	<u>認証書等の交付</u> ・認証書、認証ステッカー（QRコード付き）

- 認証後、随時訪問し、状況確認や改善ポイント等を助言
- 認証店舗を県HP等で積極的にPRするとともに、優良事例を紹介
- 感染対策マネジメントリーダーを設置した認証店には、感染対策強化費用 5 万円を支給

3 認証店への優遇措置

- 時短要請等を行う場合、認証店に限り、営業時間や酒類提供時間繰り下げ等の差別化を検討
- 国において、認証店利用キャンペーンなどのインセンティブ付与の可能性も